

市民意見の募集結果

小田原市企業誘致推進条例等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市企業誘致推進条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和2年12月22日（火）
意見提出期間	令和2年12月22日（火）から令和3年1月20日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	0件（0人）
---------	--------

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	5

〈具体的な内容〉

(1) 施策に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）

(2) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	1年前の条例改正での際になぜ、今回の改正を組み込まなかったのか。	D	1年前の条例改正は、適用期間を延長することを主目的としたものです。今回は、企業誘致による人口増や税収増、地域経済活性化等を、今まで以上に効果的に生み出すことを目的に見直し、改正することにしました。
2	資料に記載された適用企業の従業員数に変化がないが、従業員の増減はなかったのか。どのように把握しているのか。	D	資料に記載した従業員数は、いずれも申請時のものです。適用企業の従業員数等は、年1回事業報告書を提出していただき、把握します。
3	(仮称)転入促進奨励金の適用可否の確認方法を知りたい。	D	対象者の住民票、在職証明書、売買・賃貸契約書、登記簿謄本等をもって確認します。
4	(仮称)本社移転奨励金の異動従業員数の確認方法、業務内容の確認方法を知りたい。	D	申請企業から、対象従業員の名簿、社会保険等による社員であることの証明、住民票等を提出いただき、確認します。また、対象従業員の業種によって奨励措置に差異を設けないので、業務内容を確認する予定はありません。
5	拡大再投資の場合に家屋の新・増・改築を伴わない償却資産の取得が適用とならない理由を知りたい。	D	本条例は、企業投資を支援することで人口増や税収増、地域経済活性化等に繋げることを目的としており、市内既存企業の再投資への支援については事業を拡大することを要件としていることから、増改築等を伴わない償却資産の取得のみの投資は対象としていません。

4 提出意見と関係なく変更した点

特になし